

令和6年第7回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月30日(火) 午前9時30分 ～ 午前9時40分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 18名

会長	19番	畑 雄 二			
会長職務代理	18番	田 中 政 幸			
委員	2番	千 葉 芳 枝	3番	五 十 嵐 勝	
	4番	山 田 和 正	5番	長 谷 川 彰 徳	
	6番	岩 間 秀 一	7番	貞 廣 樹 良	
	8番	赤 澤 良 一	9番	伊 藤 貢 三	
	10番	峯 崎 光 行	11番	鈴 木 英 昭	
	12番	吉 田 彰	13番	中 澤 裕 幸	
	14番	土 屋 典 昭	15番	太 田 秀 樹	
	16番	鈴 木 孝 典	17番	白 木 義 一	

欠席委員（1名） 1番 安 藤 直 樹

4 説明員 山下事務局長 ・ 長江農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般報告	
第4	報告第5号	現況証明書交付報告の件
第5	議案第21号	現況証明願の件
第6	議案第22号	農地法第3条第1項の規定による許可の件
第7	議案第23号	旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による 農用地利用集積計画決定の件

令和6年第7回農業委員会総会

議	長	ただいまより、令和6年第7回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。 議席番号 1番 安 藤 直 樹 委員は都合により欠席いたします。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号8番赤澤良一委員、9番伊藤貢三委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委 議	員 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委 議	員 長	(なしの声) ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、報告第5号、現況証明書交付報告の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長 江 係 長		ただいま議題となりました報告第5号、現況証明書交付報告の件についてご説明いたします。このことについて、事務局において現地調査を実施した結果、証明することが適当と認めたため、美唄市現況証明取扱要領第3・5の(2)により、会長専決として証明したので報告するものです。 (議案朗読省略) 番号1番につきましては、昭和46年9月27日、2番につきましては、昭和36年3月20日、4番につきましては、昭和48年3月29日、5番につきましては昭和44年7月22日にそれぞれ5条転用許可を受けています。また、番号3番につきましては、昭和57年9月20日に4条転用許可を受けています。 番号1番・2番については令和6年6月24日付け、番号3番から5番については令和6年7月5日付けで証明書を交付したので報告します。 なお、調査場所につきましては、報告第5号資料のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった現況証明書交付報告の件について、質疑を行います。 これに、ご質問ございませんか。
委	員	(なしの声)

議 長	ないようでございますので、報告のとおり承認することに決定をいたします。 つぎに、日程の第 5、議案第 2 1 号、現況証明願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長 江 係 長	ただいま議題となりました議案第 2 1 号、現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。 調査員につきましては、千葉委員を主任とする、五十嵐委員、山田委員の 3 名により 7 月 1 6 日に現地調査を行いました。 申請理由は、地目変更登記のためです。 (議案朗読省略) なお、調査場所につきましては議案第 2 1 号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、千葉委員から説明願います。
千 葉 委 員	7 月 1 6 日に五十嵐委員・山田委員、私の 3 名で現地調査を行いました。 長年、農地として使用されていない状況のため、農地・採草放牧地以外と判断しました。以上で調査経過の説明を終わります。
議 長	ただいま、説明のあった現況証明願について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。 つぎに、日程の第 6、議案第 2 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長 江 係 長	ただいま議題となりました議案第 2 2 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件について、ご説明いたします。このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地又は採草放牧地について、所有権の移転又は権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、番号 1 番・2 番ともに農地法第 3 条第 2 項各号に係る不許可要件には該当しないものです。 場所につきましては、議案第 2 2 号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議 長	ただいま、事務局から説明のあった農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 員	(なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第 7、議案第 2 3 号、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。

長 江 係 長

ただいま議題となりました議案第23号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。

利用権の設定の種類は、所有権移転です。

(議案朗読省略)

なお、別添調査書のとおり、個人が利用権の設定等を受けるものであり別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第23号資料のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては、7月30日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議 長
委 員
議 長

ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

以上をもちまして、第7回農業委員会総会は閉会いたします。